



2026 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 N E 株 式 会 社
代 表 者 名 代表取締役社長 CEO 比護 則良
(コード：441A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執行役員 CFO 富山 幸弘
(TEL 03-4540-6512)

リストラクテッド・ストック報酬制度に基づく新株式発行に関するお知らせ

当社は、2026 年 8 月 21 日開催の取締役会において、リストラクテッド・ストック報酬制度に基づき新株式の発行（以下「発行」といいます。）を行うことについて決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 発行の概要

(1) 払込期日	2026 年 9 月 18 日
(2) 発行する株式の種類及び数	当社普通株式 18,808 株
(3) 発行価額	1 株につき 284 円
(4) 発行価額の総額	5,341,472 円
(5) 割当予定先	取締役（社外取締役を除く。） 2 名 2,142 株 執行役員 6 名 16,666 株

2. 発行の目的及び理由

当社は、2026 年 6 月 24 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）及び執行役員（対象取締役と合わせ、以下「対象役員」といいます。）に対して対象役員と株主の皆様との更なる価値共有を進めるとともに、当社の中長期的企業価値の持続的向上に向けた適切なインセンティブを付与することを目的として、新たにリストラクテッド・ストック報酬制度（以下「RS 報酬制度」といいます。）及びパフォーマンス・シェア・ユニット報酬制度（合わせて、以下「本制度」といいます。）を導入することを決議いたしました。

また、2026 年 7 月 24 日開催の第 4 回定時株主総会において、本制度に基づき、譲渡制限付株式の出資財産とするための報酬として、対象取締役に対して、年額 40,000 千円以内の金銭債権を支給し、年 100,000 株以内の当社普通株式の発行又は処分すること及び譲渡制限付株式の譲渡制限期間として当社の取締役等を退任又は退職（以下「退任等」といいます。）するまでの期間とすること等につき、ご承認いただいております。

本制度のうち RS 報酬制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

RS 報酬制度は、対象役員に対して、原則として毎事業年度、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

各対象役員に対する RS 報酬制度に基づく、金銭報酬債権及び株式の具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

なお、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）といたします。

RS 報酬制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象役員との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象役員は、一定期間、当該譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること等が含まれることといたします。

3. 譲渡制限付株式割当契約の概要

当社と各対象役員は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。

(1) 譲渡制限期間

払込期日（2026年9月18日。以下「本払込期日」といいます。）から当社及び当社の子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員（以下「役職員等」といいます。）のいずれの地位からも退任等する日（当該退任等する日が、本払込期日の属する事業年度に係る当社の有価証券報告書（本払込期日が事業年度開始後6か月以内の日である場合は当該事業年度に係る当社の半期報告書）が提出される日前である場合には当該提出される日）までの間（以下「本譲渡制限期間」といいます。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本株式」といいます。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。

(2) 譲渡制限の解除条件

当社は原則として、対象役員が以下①②に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間（以下「役務提供期間」といいます。）中、継続して、当社及び当社の子会社の役職員等のいずれかの地位にあったことを条件として、本株式の全部について、本譲渡制限期間の満了をもって、譲渡制限を解除する。

① 本割当契約締結時において対象役員が当社の取締役である場合

本払込期日の属する事業年度の直前事業年度に係る当社の定時株主総会の翌日から当社の次期定時株主総会の日までの期間

② 本割当契約締結時において対象役員が当社の執行役員である場合

本払込期日の属する事業年度の5月1日から4月30日までの期間

(3) 死亡、中途退任における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、対象役員が役務提供期間の途中で、死亡、その他正当な理由により、当社及び当社の子会社の役職員等のいずれの地位からも退任等した場合には、当該退任等をした日の翌日をもって、以下①②に掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間の月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）について譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

① 本割当契約締結時において対象役員が当社の取締役である場合

役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該退任等をした日を含む月までの期間

② 本割当契約締結時において対象役員が当社の執行役員である場合

役務提供期間の開始日を含む月から当該退任等をした日を含む月までの期間

(4) 当社による無償取得事由

① 対象役員が死亡、任期満了又は定年その他正当な理由によらず、当社及び当社の子会社の役職員等のいずれの地位からも退任等することが確定した場合、当社は本株式の全部を無償で取得する。

② その他の無償取得事由は、当社の取締役会決議に基づき、割当契約に定めるところによる。

(5) 組織再編等における取扱い

上記(1)(2)の定めにかかわらず、当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、以下①②の掲げる区分に応じ、それぞれに定める期間の月数を12で除した数（ただし、計算の結果1を超える場合には1とする。）に、本株式の数を乗じた数（ただし、計算の結果1株未満の端数が生ずる場合には、これを切り上げる。）の本株式について、組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、譲渡制限を解除する。また、当社は譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本株式の全部を当然に無償で取得する。

① 本割当契約締結時において対象役員が当社の取締役である場合

役務提供期間の開始日を含む月の翌月から当該組織再編の承認日を含む月までの期間

② 本割当契約締結時において対象役員が当社の執行役員である場合

役務提供期間の開始日を含む月から当該組織再編の承認日を含む月までの期間

(6) 株式の管理

本株式は、本譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、本譲渡制限期間中は、対象役員が開設した専用口座で管理される。当社及び対象役員は、本株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象役員が保有する本株式の口座の管理に関連して証券会社との間において契約を締結している。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株発行における払込価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2026年8月20日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所グロース市場における当社の普通株式の終値である284円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以 上